

# エストレージャサッカースクール 会員規約

## 第 1 条(名称・所在地・運営)

本スクール(エストレージャサッカースクール)の事務局は〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 2-7701 ヤマダ電機屋上を所在地とする。

## 第 2 条(目的)

本スクールはスクール生のサッカー技術の向上および健全な心身の向上を目的とする。

## 第 3 条(入会資格)

幼児(年中)から小学6年生までの男女とする。※4月1日時点での学年

また、本スクールの趣旨・本規約に賛同し、心身ともに健康な者で、本アカデミー活動に支障がなく親権者または医師の許可・承諾を受け、対象学年に該当し参加費用を納入後、本スクールが入会を認める判断をした者をアカデミー会員とする。

## 第 4 条(在籍条件)

1. 本スクールに入会・在籍を希望する者は、本規約を十分理解し遵守しなければならない。また、各クラスの参加条件を理解したうえで、指定の方法にて該当するクラスに申込むものとする。なお、定員に達しているクラスには入会できない。
2. 入会者は入会金・年会費・月謝・ユニフォーム費用を指定の方法にて納入する。なお、指定された期日までに入金確認ができない場合は、入会をすることができない。また、一度納入された諸費用は、いかなる場合も返金はしない。諸費用を納入する際の手数料は会員保護者負担とする。
3. 入会を希望する者は、指定の入会申し込みフォームから必要事項を記入し、指定期日までに申し込みをしなければならない。個人情報は本スクールに参加するに当たり必要な情報として扱うものとし、本スクールが責任を持って管理する。
4. 新規入会者で注文をしたユニフォームはいかなる理由があろうとも商品を変更することはできない。

## 第 5 条(入会期間・振替・練習中止・欠席)

1. 入会期間は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、翌年度の継続更新は自動更新とし、所定の用紙の提出及び受理をもって更新先クラスを決定する。なお、更新を希望しない者は指定の方法にて退会の申し込みを行う。
2. 本スクールのスケジュールは、公表した年間スケジュールに沿って行う。但し、やむをえない事情がある場合には変更することができる。
3. 悪天候や不慮の事態での練習中止による振替は、本スクールが定める振替指定日にて行う。
4. 自己都合(体調不良、学校行事、チーム事情など)での欠席は、月に1回のみ本スクールが定める振替候補日に振替を行うことができる。

## 第 6 条(休会・復会・退会・曜日変更・住所変更)

1. 1ヶ月以上の継続欠席の場合、休会希望月の前月までに事務局まで連絡を行い、受理した場合に休会することができる。休会月の月謝は免除とする。
2. 復会する場合、事務局に連絡を行い、受理した翌月から復会することができる。
3. 退会する場合、退会を希望する月の前月までに事務局に連絡を行い、受理した翌月に退会することができる。
4. 住所及び連絡先など入会時点より変更がある場合は事務局に連絡を行はずみやかに変更手続きを行わなければならない。

## 第 7 条(除名)

本スクールは次の各事項のいずれかに会員が該当する場合、その会員を除名することができる。なお、その際、納入済み費用は一切返金しない。

1. 本スクールの規約及びその他ルールに違反する、または本スクールの名誉を傷つけ、他の会員・スタッフに対して迷惑となる行為があつたとき。
2. スクール参加に必要となる費用を3か月以上滞納し、本スクールから催促を受けたにも関わらず支払わない場合。
3. スクール内にてスタッフ・アカデミー生及びその保護者などに対し、業種・分野を問わずに営業活動を行つたとき。
4. その他、本スクールが正当な理由により除名することが望ましいと判断したとき。

## 第 8 条(スクール参加について)

1. 本スクールより指定のない限り現地集合・現地解散とする。なお、本スクール参加に際し会員は安全に心がけ公共交通機関等のルールを遵守し、トレーニング終了後は速やかに帰宅すること。
2. 練習時の服装は、本スクール指定のゲームシャツ・ゲームパンツ・ソックスを着用しなければならない。
3. 会員は施設利用上の注意事項を守り、また、トレーニング備品を大切に扱い、事故、けが等が起きないように注意しなければならない。

## 第 9 条(免責事項)

本スクール内で会員が起こした事故や金品の紛失、盗難等に関しては、施設管理者として運営・施設管理上の責任がない限り、本アカデミーは責任を負わないものとする。また、天災などの不可抗力により生じた事故等について責任は負わないものとする。

また、スクール生がトレーニング中に負傷した場合はスクールスタッフが応急処置を行うなど、適した対応をする。

## 第 10 条(保険)

1. 全ての会員は保険に加入し、万一の事故・けがの場合においては、適用範囲内で保障する。
2. 適用は入会申込み及び初回参加費用納入確認後とする。
3. 保険に関する運用方法は、加入する保険会社の運用に従う。

## 第 11 条(個人情報保護)

本スクールは個人情報保護法の趣旨に従い、誠実に対応する。個人情報保護法に関する取組みは別に定める個人情報保護規定に従う。

## 第 12 条(写真・映像の使用について)

本スクールに参加する会員及び保護者の写真・映像などを公の場に広告宣伝等の材料として使用することがある。

なお、希望しない場合、事前に申し出るものとする。

## 第 13 条(変更・改正)

本規約及び各種費用等は、社会情勢等を考慮していつでも変更・改正することができる。変更・改正後は直ちに会員に対して公表する。

第 14 条(付則)

本規約に関して、規約内で定められていない事項に関しては別途付則及びそれに順ずるものを作成することができる。会員は付則及びそれに順ずるものに對しても本規約と同時に、遵守しなければならない。

第 15 条(施行日)

本規約は令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

本書の一部または全部を著作権法で定められている範囲を超え、当スクールに無断で複写、複製、データ化することを禁じます。